滋賀県高等学校就職問題検討会議　開催報告

令和４年度　滋賀県高等学校就職問題検討会議
１　日時 令和５年１月 19 日（木）　14 時～16 時まで ２　開催場所 滋賀労働総合庁舎共用会議室 ３　出席者　９名 一般社団法人　滋賀経済産業協会　専務理事（代理　事務局次長） 滋賀県中小企業団体中央会　専務理事 滋賀県進路保障推進協議会　会長 （(併）滋賀県高等学校等進路指導研究会　会長） 滋賀県進路保障推進協議会事務局　事務局長 滋賀県高等学校等進路指導研究会　就職部会長 滋賀労働局職業安定部　職業安定課長 滋賀県総務部　私学・県立大学振興課長 滋賀県商工観光労働部　労働雇用政策課長（代理　産業ひとづくり推進室長補佐） 滋賀県教育委員会事務局　高校教育課長（代理　参事） ４　結果概要 （１）　設置要項の改定について事務局から提案。令和５年１月 19 日付けで改定する。 （２）　滋賀県における就職慣行の申し合わせについて説明。 （３）　令和４年度新規高等学校卒業予定者に係る求人・求職状況、就職内定状況、他府県の就職指導の状況等について情報共有。 （４）　労働局アンケートの集計結果について説明。 （５）　出席者による意見交換。 ・複数応募の開始時期については、他府県の動向を注視しつつ多角的に情報収集しながら議論を継続する。 ・検討、協議に必要な資料等の提案を求める。 （６）　令和５年度の取扱いについては、現状維持とすることを確認した。

滋賀県高等学校就職問題検討会議

令和５年度における新規高等学校等卒業者の応募・推薦に係る申し合わせ事項

令和４年度滋賀県高等学校就職問題検討会議において、令和５年度における新規高等学校等卒業者の就職に係る応募・推薦に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

（１）複数応募制に係る応募可能事業所数等について

① 求人票提出(10 月以降の場合を含む)後、いわゆる１次選考までは、１人１社制、応募推薦枠３倍は厳守する。

② 10 月 1 日以降の未充足求人には、複数応募（２社）を可能とする。

ただし、10 月 1 日時点（９月末の充足状況確認時）で、未充足であって、指定校以外からの応募を否とする求人にあっては、指定校の範囲内での複数応募となる。

同様に、指定校以外からの応募を可とする求人にあっては、指定校以外を含めての複数応募とする。

（２）複数応募の場合の生徒の意思表示について

最初の応募求人について、内定の連絡（文書に限らない）があった場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、この日から７日以内に入社内諾等の意思表示を行うこととする。

（３）複数応募に伴う、求人票への専願優先、併願可の取扱いについて

各事業所は、求人票提出時において、求人票に「専願優先」または「併願可」について表示をする必要がある。

なお、10 月 1 日以降の未充足求人については、「専願優先」または「併願可」について再度確認を行う必要がある。

（４）複数応募制に係る生徒の就職内諾について

複数応募制に係る生徒の就職内諾については、下記のとおりとする。

複数応募制に係る生徒の就職内諾一覧

応募の状況	応募の結果	就　職　内　諾
「併願可」事業所 2 社へ応募	内定	応募した「併願可」事業所のいずれかに就職内諾
「専願優先」事業所と「併願可」事業所へ応募	「専願優先」事業所と「併願可」事業所共に内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「専願優先」事業所のみ内定	必ず、応募した「専願優先」事業所に対して就職内諾
	「併願可」事業所のみ内定	応募した「併願可」事業所に対して就職内諾

＊　事業所は、選考結果を、原則として選考後 3 日以内、遅くとも 1 週間以内に、必ず出

身校を通じ応募者本人に、速やかに通知する。

＊　生徒は、内定の連絡（文書に限らない）があった場合、他の応募求人の結果が出る出ないにかかわらず、この日から７日以内に入社承諾等の意思表示を行う。

（５）高等学校における指導に係る留意点

10月１日以降の未充足求人については、複数応募（２社）が可能となったからといって、全ての生徒に対して複数応募させるのではなく、生徒の希望等を十分に斟酌したうえで、複数応募により、より一層効果が出ると思われる案件に限り複数応募を行うよう十分に留意する必要がある。